

泉南市ケアプランデータ連携システム活用促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ケアプランデータ連携システムの導入および活用に取り組む事業者を支援するケアプランデータ連携システム活用促進事業(以下「本事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、ケアプランデータ連携システムの普及及び活用促進を図り、地域における介護事業所等の生産性向上及び業務効率化を促進し、介護サービスの質の向上と持続可能な介護体制の構築することを目的とする。

(本事業の対象となる介護事業所等)

第2条 本事業の対象は、泉南市(以下「本市」という。)内に事業所が所在し、かつ本市が指定した居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所、並びに厚生労働省の作成したケアプランデータ連携標準仕様の適用範囲の表に定める連携対象のサービスを提供する事業所とする。

(事業実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和8年10月1日から令和9年1月31日までとする。

(事業内容)

第4条 本事業は、次の各号に定める事業を実施するものとする。

- (1) ケアプランデータ連携システムを活用する事業所グループの構築を支援するための奨励金の交付
- (2) 事業所グループ構築のため自ら働きかけをおこない、事業所グループの中で指導役となる事業所(以下、「グループリーダー」という。)に対する謝礼金の交付
- (3) 本事業の効果測定のためのタイムスタディ調査に協力する事業所に対する謝礼金の交付
- (4) ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフト、PC等のケアプランデータ連携システムの利用必要な経費の補助(ただし、対応する介護ソフト、PCを所持していない場合に限る)。

(奨励金及び謝礼金の額)

第5条 第4条第1項第1号の奨励金は、1事業所につき10,000円とする。ただし、同一法人が運営する複数の事業所が同一グループに所属する場合には、最初の1事業所のみを対象とする。

- 2 第4条第1項第2号の謝礼金は、グループに所属する事業所数(グループリーダーを含める)に1万円を乗じた金額(上限10万円)とする。
- 3 第4条第1項第3号の謝礼金は、1事業所につき10万円とする。予算上、申請できる事業所数の上限は下記のとおりとし、1法人につき申請できる事業所数は3事業所までとする。

- (ア)居宅介護支援事業所 15事業所
- (イ)介護予防支援事業所 1事業所
- (ウ)通所介護事業所 5事業所
- (エ)地域密着型通所介護事業所 5事業所
- (オ)訪問介護事業所 10事業所
- (カ)訪問入浴事業所 1事業所
- (キ)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1事業所
- (ク)訪問看護事業所 5事業所
- (ケ)通所リハビリテーション事業所、訪問リハビリテーション事業所 1事業所
- (コ)福祉用具貸与事業所 1事業所
- (サ)小規模多機能型居宅介護事業所 1事業所
- (シ)グループホーム 1事業所
- (ス)短期入所生活介護・療養介護事業所、特別養護老人ホーム 1事業所
- (セ)介護老人保健施設 1事業所
- (ソ)特定施設入居者生活介護事業所、その他 1事業所

(グループリーダー活動開始申請)

第6条 事業所グループの構築を行いグループリーダーの活動を行おうとする者は、活動を始める前に「グループリーダー活動届出書」(様式第1号)を福祉保険部長寿社会推進課長に提出しなければならない。

(グループ構築奨励金の申請要件)

第7条 第4条第1項第1号の奨励金の交付申請をしようとする者は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) いずれか一つの事業所グループに所属していること、または事業所グループを構築している。ただし、1つの事業所による複数の事業所グループへの所属は認めないものとする。
- (2) 令和8年12月31日までにケアプランデータ連携システムを導入していること。なお、本事業実施前からケアプランデータ連携システムを導入している事業所も申請することができるものとする。

(グループ構築奨励金の交付申請)

第8条 第4条第1項第1号の奨励金の交付を受けようとする者は、「ケアプランデータ連携システム活用促進事業グループ構築奨励金申請書」(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、令和8年12月31日までに市長に申請しなければならない。

- (1) ケアプランデータ連携システム導入を証明する書類(例:ライセンス利用情報画面の写し)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(グループリーダーの活動報告)

第9条 グループリーダーの活動を行った者は、令和9年1月15日までに、「グループリーダー活動報告書」(様式第3号)及び「グループリーダー活動報告書別紙」(様式第3号別紙)を福祉保険部長寿社会推進課長に提出するものとする。

(タイムスタディ調査)

第10条 第4条第1項第3号のタイムスタディ調査を行おうとする者は、令和8年10月20日までに「タイムスタディ調査協力申出書」(様式第4号)を福祉保険部長寿社会推進課長に提出するものとする。

- 2 タイムスタディ調査は、月末または月初を含む、連続又は任意の5日間の調査を3か月間行うものとする。なお、調査を行う期間は、令和8年10月1日から令和9年1月10日までとする。
- 3 様式第4号を提出しタイムスタディ調査を行った者は、令和9年1月15日までに、「タイムスタディ調査結果報告書」(様式第5号)を福祉保険部長寿社会推進長に提出するものとする。なお、調査結果は厚生労働省老健局「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(老高発0315第4号、令和6年3月15日)の別添4に準じた様式を使用するものとし、民間事業者が提供するタイムスタディ調査アプリの出力結果もこれを提出することができる。
- 4 タイムスタディ調査を実施し謝礼金の交付を申請しようとする者は、タイムスタディ調査を行うために必要なアプリの導入に関して締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金その他の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(必要な経費の補助)

第11条 第4条第1項第4号の補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第2条に規定する者

- (2) ケアプランデータ連携システムを導入し、今後継続して活用する意思のある者
 - (3) ケアプランデータ連携システムに対応した介護ソフトや PC 等を所持していない事業者
- 2 本事業の補助を受けようとする者は、購入前に様式第7号により泉南市に協議しなければならない。
 - 3 本事業の補助対象経費は、次の各号に定める経費の実費であり、1事業所あたりの補助額は10万円以内とする。
 - (1) ケアプランデータ連携システムの利用に必要な情報端末(PC またはタブレット端末)の購入費用
 - (2) ケアプランデータ連携システムの利用に必要な介護ソフトの入れ替えにかかる費用
 - 4 前項第1号に規定する情報端末は1事業所につき1台を上限とする。
 - 5 第3項各号に定める経費は、同時に申請することができる。
 - 6 給付金の交付を受けようとする介護サービス事業所等の代表者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書兼請求書(様式第8号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - 7 本事業の補助を受けようとする者は、ケアプランデータ連携システムに対応する介護ソフトや PC 等の導入を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - 8 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(交付決定の条件)

- 第12条 第4条第1項各号の事業に申請する介護事業所が、下記の各号のいずれかに該当することとなった場合または該当していたことが判明した場合には、「暴力団等審査情報」(様式第6号)により速やかに市長に届出を行い、その指示を受けなければならない。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)
 - (3) 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
 - (4) 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては拘禁刑以上の刑に処せられ、その

執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

- (5) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(奨励金、謝礼金及び補助金の交付)

第12条 市長は、第8条の申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、奨励金を交付するものとする。

2 市長は、第9条の様式第3号の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、謝礼金を交付するものとする。

3 市長は、第10条の様式第5号の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、謝礼金を交付するものとする。

4 市長は、第11条第6項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第9号)により申請者へ通知し、当該申請者に対し、補助金を支払うものとする。

5 市長は、前項の申請者に対して給付金を交付しないことを決定したときは、補助金却下決定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、前条第1項から第4項に規定する奨励金、謝礼金及び補助金(以下「補助金等」という。)の交付を受けた者(以下、「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金等の交付を受けたとき又は受けようとしたとき

(2) 第12条第4項により交付された補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金等の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき

(4) その他市長が補助金等を交付することが適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の取消しを行ったときは、補助金等交付決定取消通知書(様式第11号)により交付対象者へ通知するものとする。

(補助金等の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金等が既に交付されているときは、補助金等返還命令書(様式第 12 号)により、交付対象者に対し、その返還を命じるものとする。

(帳簿等の備付)

第 15 条 第 12 条第 1 項から第 3 項に定める補助金等交付対象者は、当該補助金等に関する帳簿および証拠書類を、当該補助金等を受領した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

2 第 12 条第 4 項に定める補助金等交付対象者は、当該補助金等に関する収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助金等を受領した年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

3 交付対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を前項の期間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(報告の徴収等)

第 16 条 市長は、必要があると認める時は、交付決定者に対し、必要な書類等の提出をさせることができる。この場合において、交付決定者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第 17 条 介護事業所は、本事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(予算及び交付の制限)

第 18 条 本事業における補助金等の交付総額は、市が事業実施前に定めた予算の範囲内において行うものとする。

2 第 12 条第 1 項から第 4 項に定める補助金等の交付は、申請受付順に審査を行い、事業実施期間内であっても予算が上限額に達した場合、申請受付を終了するものとする。

(事業実施の窓口)

第 19 条 本事業に関する問い合わせ先、各様式の提出先は、泉南市福祉保険部長寿社会推進課とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の規定による本事業に係る事業所への説明会の開催及び講師依頼並びに申請の受付等その他必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

(失効規定等)

- 3 この要綱は、令和9年1月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた申請に対する第13条から第16条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。